

議案第13号

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 新居浜市総合文化施設設置及び管理条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第17条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第21条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附則第1項中「平成27年4月1日」を「平成27年7月1日」に改める。

(新居浜市美術館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市美術館設置及び管理条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成27年4月1日」を「平成27年7月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新居浜市総合文化施設を教育委員会の所管とすることに伴い、施設の管理について教育委員会規則で定めることとするため、及び新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の施行日を変更するため、本案を提出する。